



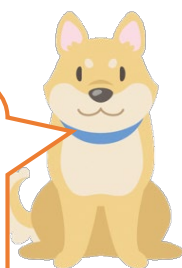
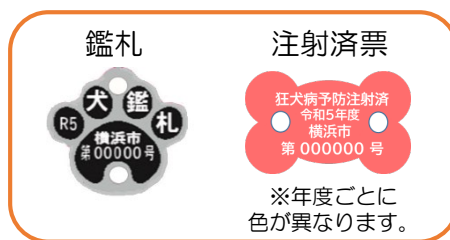
犬の飼い主さんへ お願いします

年に1回、狂犬病予防注射を受けましょう！

毎年4月から6月は狂犬病予防注射の接種期間です。
動物病院または集合注射会場で受けましょう。
☆狂犬病予防法（第5条）で定められています。

鑑札・注射済票を首輪等につけましょう！

犬を登録すると、鑑札が交付されます。
また、毎年狂犬病予防注射を受け、
注射済票の交付を受けましょう。
迷子になった時に鑑札や注射済票
の番号で飼い主を
特定することができますので、
必ず首輪等につけておきましょう。
☆狂犬病予防法（第4条、第5条）で
定められています。



犬のフンと尿は 飼い主が責任をもって片付けましょう！

お散歩前に家で排せつをすませるようしつけをしましょう。
☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（第7条）で定められています。

ご近所迷惑にならないように飼いましょう！

鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
普段からしつけをしておく、災害等のいざという時にも安心です。

放し飼いはやめましょう！

放し飼いは迷子や事故の原因になります。
長いリードは十分に犬を制御できません。外出時はリードは短めにしてください。
もしも飼い犬が人をかんでしまった時は、各区役所生活衛生課に届け出てください。
☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（第7条、第9条）で定められています。